平成２４年（フ）第２７７号
岩手県奥州市水沢区台町１番45号　メゾンカンノ102号室、住民票上の住所岩手県奥州市胆沢区南都田字糀谷田83番地
債務者　高橋　弘江
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山中　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月14日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２３９号
長野県松本市大字岡田下岡田354番地４
債務者　小野　幸雄
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上條　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１８１号
千葉県旭市蛇園3644番地、住民票上の住所東京都日野市日野本町７丁目５番地の８　アクアプラネット201
債務者　浪川　憲司
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永嶋久美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月21日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第２１２２号
名古屋市千種区若水２丁目３番13号　サンマンション千種公園Ｂ―701
債務者　杉山　　稔
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小谷真貴子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第６６号
北海道芦別市北１条西１丁目１番地の６
債務者　浦山　和也
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第６８号
北海道砂川市西４条北18丁目１番１―25号
債務者　鈴木　時子
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第７１号
北海道赤平市幸町４丁目４番地
債務者　村山　　緑
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第８４号
福島県会津若松市居合町13番５号　県営住宅３棟23号
債務者　柴田　　忠
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第８５号
福島県会津若松市居合町13番５号　県営住宅３棟23号
債務者　柴田　靖子（旧姓斉藤）
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第８６号
福島県会津若松市門田町大字黒岩字大坪221番地の６、前住所福島県会津若松市大塚１丁目11番１号
債務者　安部　修幸
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第１８６号
群馬県邑楽郡大泉町北小泉１丁目７番21号
債務者　金城政則こと　カナシロ　ヒガ　ビクトル
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第４９１号
神奈川県愛甲郡愛川町半原1372番地の７
債務者　本嶋　寛之
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４９２号
神奈川県愛甲郡愛川町半原1372番地の７
債務者　本嶋　伸子
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５６４号
神奈川県秦野市下落合10番地の29　コーポアワーズＢ―１
債務者　渡辺（渡部）礼子（玲子・令子）こと井口啓恵こと　白鳥　啓惠（啓江・ひろえ・広江・宏恵）
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５９４号
神奈川県愛甲郡愛川町中津2111番地の17、前住所神奈川県愛甲郡愛川町中津2748番地の６ブルーム・ワン106
債務者　鈴木　　保
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６０４号
神奈川県平塚市御殿３丁目17番30―405号　プラザ御殿
債務者　木田　京子
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部